○環境省告示第四十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得した財産等の処分制限期間を定める件（昭和五十六年七月環境庁告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
石綿健康被害救済事業交付金 沖縄振興公共投資交付金 沖縄特別	令和六年度予算に係るもの		
	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	五〇
		住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	四七
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	
		飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占	

振興対策		める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三四
事業費補		その他のもの	四一
助金		旅館用又はホテル用のもの	
沖縄北部		延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割	
特別振興		を超えるもの	三一
対策事業		その他のもの	三九
費補助金		店舗用のもの	三九
汚水処理		病院用のもの	三九
施設整備		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用	
交付金		、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内ス	
環境格付		ケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三八
調査等補		公衆浴場用のもの	三一
助金		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
環境監視		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有	
調査等補		する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	
助金		、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除	
環境共生		く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるも	
地域づく		の	二四
り補助金		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を	
環境拠点		常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直	
施設整備		接全面的に受けるもの	三一
費補助金		その他のもの	
環境研究		倉庫事業の倉庫用のもの	

総合推進		冷蔵倉庫用のもの	二一
費補助金		その他のもの	三一
環境事業		その他のもの	三八
団交付金		れんが造、石造又はブロック造のもの	
環境事業		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	四一
団補助金		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体	
環境対応		育館用のもの	三八
住宅普及		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は	
促進対策		舞踏場用のもの	三八
費補助金		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	三六
環境配慮		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用	
行動普及		、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内ス	
促進事業		ケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三四
費補助金		公衆浴場用のもの	三〇
環境保全		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
研究費補		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有	
助金		する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	
環境保全		及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを	
施設整備		除く。）	二二
交付金		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を	
環境保全		常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直	
施設整備		接全面的に受けるもの	二八
費補助金		その他のもの	

環境保全調査等補助金 局地的大気汚染対策事業費補助金 グリーン家電普及促進対策費補助金 原子力規制人材育成事業費補助金 原子力災害影響調査等交付金 原子力災害健康管理施設整備交付金		倉庫事業の倉庫用のもの	
		冷蔵倉庫用のもの	二〇
		その他のもの	三〇
		その他のもの	三四
		金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	
		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三八
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三四
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三一
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三一
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二九
		公衆浴場用のもの	二七
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	二〇
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を	

原子力災害対策事業費補助金 原子力施設等防災対策等交付金 原子力人材育成等推進事業費補助金 公害医療研究費補助金 公害影響地域振興対策費補助金 公害監視等設備整備費補助金		常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	二五
		その他のもの	
		倉庫事業の倉庫用のもの	
		冷蔵倉庫用のもの	一九
		その他のもの	二六
		その他のもの	三一
		金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）	
		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三〇
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二七
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二五
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	二五
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二四
		公衆浴場用のもの	一九
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一五

公害健康		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を	
被害補償		常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直	
給付支給		接全面的に受けるもの	一九
事務費交		その他のもの	二四
付金		金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のも	
公害健康		のに限る。）	
被害補償		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二
協会交付		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体	
金		育館用のもの	一九
公害健康		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は	
被害補償		舞踏場用のもの	一九
協会補助		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用	
金		、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内ス	
公害健康		ケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一九
被害補償		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七
予防協会		公衆浴場用のもの	一五
交付金		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
公害健康		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有	
被害補償		する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	
予防協会		及び冷蔵倉庫用のもの	一二
補助金		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を	
公害調査		常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直	
等補助金		接全面的に受けるもの	一四

公害分析		その他のもの	一七
設備災害		木造又は合成樹脂造のもの	
復旧費補		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二四
助金		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体	
公害防止		育館用のもの	二二
事業団交		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は	
付金		舞踏場用のもの	二〇
公害保健		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用	
福祉事業		、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内ス	
費補助金		ケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一七
厚生科学		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七
研究費補		公衆浴場用のもの	一二
助金		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
国立研究		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有	
開発法人		する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	
国立環境		及び冷蔵倉庫用のもの	九
研究所運		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を	
営費交付		常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直	
金		接全面的に受けるもの	一一
国立研究		その他のもの	一五
開発法人		木骨モルタル造のもの	
国立環境		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二
研究所施		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体	

設整備費補助金国立公園施設災害復旧事業費補助国立公園等環境保全管理費補助金国立公園等資源整備事業費補助金災害対策緊急事業費補助金債権管理回収業務補助金産業廃棄物適正処理推進費		育館用のもの	二〇
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一五
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一五
		公衆浴場用のもの	一一
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	七
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一〇
		その他のもの	一四
		簡易建物	
		木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフイングぶき又はトタンぶきのもの	一〇
		掘立造のもの及び仮設のもの	七
	建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）	
		蓄電池電源設備	六

補助金 自然環境整備交付金 自然公園等施設整備費補助金 自然公園等整備費補助 自動車環境配慮推進事業費補助金 循環型社会形成推進科学研究費補助金 循環型社会形成推		その他のもの	一五
		給排水又は衛生設備及びガス設備	一五
		冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） その他のもの	 一三 一五
		昇降機設備 エレベーター エスカレーター	 一七 一五
		消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
		エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備	一二
		アーケード又は日よけ設備 主として金属製のもの その他のもの	 一五 八
		店用簡易装備	三
		可動間仕切り 簡易なもの その他のもの	 三 一五
		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	 一八 一〇

進交付金自立支援型公害健康被害予防事業補助金新産業創出等研究開発推進事業費補助金水質保全施設整備費補助金政府開発援助環境事業団交付金生物多様性保全回復施設整備交付金生物多様	構築物	鉄道業用又は軌道業用のもの	
		軌条及びその附属品	二〇
		まくら木	
		木製のもの	八
		コンクリート製のもの	二〇
		金属製のもの	二〇
		分岐器	一五
		通信線、信号線及び電燈電力線	三〇
		信号機	三〇
		送配電線及びき電線	四〇
		電車線及び第三軌条	二〇
		帰線ボンド	五
		電線支持物（電柱及び腕木を除く。）	三〇
		木柱及び木塔（腕木を含む。）	
		架空索道用のもの	一五
		その他のもの	二五
		前掲以外のもの	
		線路設備	
		軌道設備	
		道床	六〇
		その他のもの	一六
		土工設備	五七
		橋りよう	

性保全推		鉄筋コンクリート造のもの	五〇
進交付金		鉄骨造のもの	四〇
脱炭素化		その他のもの	一五
産業成長		トンネル	
促進対策		鉄筋コンクリート造のもの	六〇
費補助金		れんが造のもの	三五
脱炭素成		その他のもの	三〇
長型経済		その他のもの	二一
構造移行		停車場設備	三二
推進対策		電路設備	
費交付金		鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔	四五
脱炭素成		踏切保安又は自動列車停止設備	一二
長型経済		その他のもの	一九
構造移行		その他のもの	四〇
推進対策		その他の鉄道用又は軌道用のもの	
費補助金		軌条及びその附属品並びにまくら木	一五
地域活性		道床	六〇
化・効果		土工設備	五〇
実感臨時		橋りよう	
交付金		鉄筋コンクリート造のもの	五〇
地域環境		鉄骨造のもの	四〇
保全対策		その他のもの	一五
費補助金		トンネル	

地域経済		鉄筋コンクリート造のもの	六〇
活性化・		れんが造のもの	三五
雇用創出		その他のもの	三〇
臨時交付		その他のもの	三〇
金		発電用又は送配電用のもの	
地域再生		小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和	
基盤強化		二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したもの	
交付金		に限る。）	三〇
地域自主		その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路	
戦略交付		に限る。）	五七
金		汽力発電用のもの（岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙	
地球温暖		突、その他汽力発電用のものをいう。）	四一
化対策推		送電用のもの	
進事業費		地中電線路	二五
補助		塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線	三六
地球温暖		配電用のもの	
化対策推		鉄塔及び鉄柱	五〇
進事業費		鉄筋コンクリート柱	四二
補助金		木柱	一五
地方創生		配電線	三〇
整備推進		引込線	二〇
交付金		添架電話線	三〇
中間貯蔵		地中電線路	二五

施設整備		電気通信事業用のもの	
等影響緩		通信ケーブル	
和交付金		光ファイバー製のもの	一〇
鳥獣等保		その他のもの	一三
護事業費		地中電線路	二七
補助金		その他の線路設備	二一
鳥獣捕獲		放送用又は無線通信用のもの	
等事業交		鉄塔及び鉄柱	
付金		円筒空中線式のもの	三〇
鳥獣保護		その他のもの	四〇
事業費補		鉄筋コンクリート柱	四二
助金		木塔及び木柱	一〇
独立行政		アンテナ	一〇
法人環境		接地線及び放送用配線	一〇
再生保全		農林業用のもの	
機構環境		主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの	
保全研究			
・技術開		果樹棚又はホップ棚	一四
発勘定運		その他のもの	一七
営費交付		主として金属造のもの	一四
金		主として木造のもの	五
独立行政		土管を主としたもの	一〇
法人環境		その他のもの	八

再生保全		広告用のもの	
機構基金		金属造のもの	二〇
勘定運営		その他のもの	一〇
費交付金		競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの	
独立行政		スタンド	
法人環境		主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリ	
再生保全		ート造のもの	四五
機構公害		主として鉄骨造のもの	三〇
健康被害		主として木造のもの	一〇
補償予防		競輪場用競走路	
業務勘定		コンクリート敷のもの	一五
運営費交		その他のもの	一〇
付金		ネット設備	一五
独立行政		野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ	
法人環境		場の排水その他の土工施設	三〇
再生保全		水泳プール	三〇
機構承継		その他のもの	
勘定運営		児童用のもの	
費交付金		すべり台、ぶらんこ、ジヤングルジムその他の遊	
独立行政		戯用のもの	一〇
法人原子		その他のもの	一五
力安全基		その他のもの	
盤機構原		主として木造のもの	一五

子力安全規制勘定運営費交付金 独立行政法人国立環境研究所運営費交付金 独立行政法人国立環境研究所施設整備費補助金 独立行政法人国立環境研究所設備整備費補助金 土壌汚染対策事業		その他のもの	三〇
		緑化施設及び庭園	
		工場緑化施設	七
		その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	二〇
		舗装道路及び舗装路面	
		コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	一五
		アスファルト敷又は木れんが敷のもの	一〇
		ビチューマルス敷のもの	三
		鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）	
		水道用ダム	八〇
		トンネル	七五
		橋	六〇
		岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム	五〇
		乾ドツク	四五
		サイロ	三五
		下水道、煙突及び焼却炉	三五
		高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場及びへい	三〇
		爆発物用防壁及び防油堤	二五

費補助金		造船台	二四
土壌汚染		放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	一五
対策事業		その他のもの	六〇
補助金		コンクリート造又はコンクリートブロツク造のもの（前	
二酸化炭		掲のものを除く。）	
素排出抑		やぐら及び用水池	四〇
制対策事		サイロ	三四
業費交付		岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防	
金		、防波堤、トンネル、上水道及び水そう	三〇
二酸化炭		下水道、飼育場及びへい	一五
素排出抑		爆発物用防壁	一三
制対策事		引湯管	一〇
業費等補		鉱業用廃石捨場	五
助金		その他のもの	四〇
廃棄物再		れんが造のもの（前掲のものを除く。）	
生利用施		防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及びト	
設整備費		ンネル	五〇
補助金		煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁	
廃棄物再		塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を	
生利用等		有する気体の影響を受けるもの	七
推進費補		その他のもの	二五
助金		その他のもの	四〇

廃棄物処		石造のもの（前掲のものを除く。）	
理技術開		岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防	
発推進費		、防波堤、上水道及び用水池	五〇
補助金		乾ドツク	四五
廃棄物処		下水道、へい及び爆発物用防壁	三五
理施設災		その他のもの	五〇
害復旧事		土造のもの（前掲のものを除く。）	
業費補助		防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び自	
廃棄物処		動車道	四〇
理施設災		上水道及び用水池	三〇
害復旧費		下水道	一五
補助		へい	二〇
廃棄物処		爆発物用防壁及び防油堤	一七
理施設整		その他のもの	四〇
備交付金		金属造のもの（前掲のものを除く。）	
廃棄物処		橋（はね上げ橋を除く。）	四五
理施設整		はね上げ橋及び鋼矢板岸壁	二五
備事業費		サイロ	二二
補助金		送配管	
廃棄物処		鋳鉄製のもの	三〇
理施設整		鋼鉄製のもの	一五
備費補助		ガス貯そう	
廃棄物処		液化ガス用のもの	一〇

理等科学		その他のもの	二〇
研究費補		薬品貯そう	
助金		塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を	
東日本大		有する無機酸用のもの	八
震災復興		有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無	
交付金		機酸用のもの	一〇
東日本大		アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	一五
震災復興		水そう及び油そう	
推進事業		鋳鉄製のもの	二五
費補助金		鋼鉄製のもの	一五
被災中小		浮きドック	二〇
企業者公		飼育場	一五
害防止対		つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及	
策支援事		びガードレール	一〇
業費補助		露天式立体駐車設備	一五
金		その他のもの	四五
福島再生		合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	一〇
加速化交		木造のもの（前掲のものを除く。）	
付金		橋、塔、やぐら及びドック	一五
放射性物		岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そ	
質汚染廃		う、引湯管及びへい	一〇
棄物処理		飼育場	七
加速化事		その他のもの	一五

業費補助		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
金		主として木造のもの	一五
放射性物		その他のもの	五〇
質汚染廃	船舶	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条から第十九条までの適用を受ける鋼船	
棄物処理			
事業費補		漁船	
助金		総トン数が五百トン以上のもの	一二
放射線影		総トン数が五百トン未満のもの	九
響等研究		油そう船	
開発拠点		総トン数が二千トン以上のもの	一三
整備費等		総トン数が二千トン未満のもの	一一
補助金		薬品そう船	一〇
放射線監		その他のもの	
視設備整		総トン数が二千トン以上のもの	一五
備臨時特		総トン数が二千トン未満のもの	
別交付金		しゆんせつ船及び砂利採取船	一〇
放射線健		カーフェリー	一一
康影響調		その他のもの	一四
査等交付		船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける木船	
金		漁船	六
放射線障		薬品そう船	八
害防止措		その他のもの	一〇

置補助金 放射線防護対策費補助金 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金 保障措置業務交付金 水俣病総合対策施設整備費補助金 水俣病総合対策費補助金 水俣病発生地域対策費補助		船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く。）	九
		船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船	七
		船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける水中翼船及びホバークラフト	八
		その他のもの	
		鋼船	
		しゅんせつ船及び砂利採取船	七
		発電船及びとう載漁船	八
		ひき船	一〇
		その他のもの	一二
		木船	
		とう載漁船	四
		しゅんせつ船及び砂利採取船	五
		動力漁船及びひき船	六
		薬品そう船	七
		その他のもの	八
		その他のもの	
		モーターボート及びとう載漁船	四
		その他のもの	五
	航空機	飛行機	

金 水俣病被害者救済円滑化補助金		主として金属製のもの	
		最大離陸重量が百三十トンを超えるもの	一〇
		最大離陸重量が百三十トン以下のもので、五・七トンを超えるもの	八
		最大離陸重量が五・七トン以下のもの	五
		その他のもの	五
		その他のもの	
		ヘリコプター及びグライダー	五
		その他のもの	五
	車両及び運搬具	鉄道用又は軌道用車両（架空索道用搬器を含む。）	
		電気又は蒸気機関車	一八
		電車	一三
		内燃動車（制御車及び附随車を含む。）	一一
		貨車	
		高圧ボンベ車及び高圧タンク車	一〇
		薬品タンク車及び冷凍車	一二
		その他のタンク車及び特殊構造車	一五
		その他のもの	二〇
		線路建設保守用工作車	一〇
		鋼索鉄道用車両	一五
		架空索道用搬器	
		閉鎖式のもの	一〇
		その他のもの	五

		無軌条電車 その他のもの	八 二〇
		特殊自動車（この項には、他の項に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。） 消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車 モータースィーパー及び除雪車 タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの 小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。） その他のもの	 五 四 三 四
		運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。） 自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。） 小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	 三

		その他のもの	
		大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。）	五
		その他のもの	四
		乗合自動車	五
		自転車及びリヤカー	二
		被けん引車その他のもの	四
		前掲のもの以外のもの	
		自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）	
		小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。）	四
		その他のもの	
		貨物自動車	
		ダンプ式のもの	四
		その他のもの	五
		報道通信用のもの	五
		その他のもの	六
		二輪又は三輪自動車	三
		自転車	二
		鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車	
		金属製のもの	七
		その他のもの	四
		フォークリフト	四

		トロッコ 　　金属製のもの 　　その他のもの 　その他のもの 　　自走能力を有するもの 　　その他のもの	 五 三 七 四
	工具	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）	五
		治具及び取付工具	三
		ロール 　金属圧延用のもの 　なつ染ロール、粉砕ロール、混練ロールその他のもの	 四 三
		型（型枠を含む。）、鍛圧工具及び打抜工具 　プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鋳造用型 　その他のもの	 二 三
		切削工具	二
		金属製柱及びカッペ	三
		活字及び活字に常用される金属 　購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限る。） 　自製活字及び活字に常用される金属	 二 八

		前掲のもの以外のもの	
		白金ノズル	一三
		その他のもの	三
		前掲の区分によらないもの	
		白金ノズル	一三
		その他の主として金属製のもの	八
		その他のもの	四
	器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	
		事務机、事務いす及びキャビネット	
		主として金属製のもの	一五
		その他のもの	八
		応接セット	
		接客業用のもの	五
		その他のもの	八
		ベッド	八
		児童用机及びいす	五
		陳列だな及び陳列ケース	
		冷凍機付又は冷蔵機付のもの	六
		その他のもの	八
		その他の家具	
		接客業用のもの	五
		その他のもの	

		主として金属製のもの	一五
		その他のもの	八
		ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	五
		冷房用又は暖房用機器	六
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六
		氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	四
		カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	三
		じゆうたんその他の床用敷物	
		小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	三
		その他のもの	六
		室内装飾品	
		主として金属製のもの	一五
		その他のもの	八
		食事又はちゆう房用品	
		陶磁器製又はガラス製のもの	二
		その他のもの	五
		その他のもの	
		主として金属製のもの	一五

		その他のもの	八
		事務機器及び通信機器 　膳写機器及びタイプライター 　　孔版印刷又は印書業用のもの 　　その他のもの 　電子計算機 　　パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） 　　その他のもの 　複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの 　その他の事務機器 　テレタイプライター及びファクシミリ 　インターホーン及び放送用設備 　電話設備その他の通信機器 　　デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 　　その他のもの	 三 五 四 五 五 五 五 六 六 一〇
		時計、試験機器及び測定機器 　時計 　度量衡器 　試験又は測定機器	 一〇 五 五
		光学機器及び写真製作機器 　オペラグラス	 二

		カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	五
		引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	八
		看板及び広告器具	
		看板、ネオンサイン及び気球	三
		マネキン人形及び模型	二
		その他のもの	
		主として金属製のもの	一〇
		その他のもの	五
		容器及び金庫	
		ボンベ	
		溶接製のもの	六
		鍛造製のもの	
		塩素用のもの	八
		その他のもの	一〇
		ドラムかん、コンテナーその他の容器	
		大型コンテナー（長さが六メートル以上のものに限る。）	七
		その他のもの	
		金属製のもの	三
		その他のもの	二
		金庫	
		手さげ金庫	五
		その他のもの	二〇

		理容又は美容機器	五
		医療機器	
		消毒殺菌用機器	四
		手術機器	五
		血液透析又は血しよう交換用機器	七
		ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	六
		調剤機器	六
		歯科診療用ユニット	七
		光学検査機器	
		ファイバースコープ	六
		その他のもの	八
		その他のもの	
		レントゲンその他の電子装置を使用する機器	
		移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	四
		その他のもの	六
		その他のもの	
		陶磁器製又はガラス製のもの	三
		主として金属製のもの	一〇
		その他のもの	五

		娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	
		たまつき用具	八
		パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	二
		ご、しようぎ、まあじやん、その他の遊戯具	五
		スポーツ具	三
		劇場用観客いす	三
		どんちよう及び幕	五
		衣しよう、かつら、小道具及び大道具	二
		その他のもの	
		主として金属製のもの	一〇
		その他のもの	五
		生物	
		植物	
		貸付業用のもの	二
		その他のもの	一五
		動物	
		魚類	二
		鳥類	四
		その他のもの	八
		前掲のもの以外のもの	
		映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード	二

		シート及びロープ	二
		きのこ栽培用ほだ木	三
		漁具	三
		葬儀用具	三
		楽器	五
		自動販売機（手動のものを含む。）	五
		無人駐車管理装置	五
		焼却炉	五
		その他のもの	
		主として金属製のもの	一〇
		その他のもの	五
		前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
		主として金属製のもの	一五
		その他のもの	八
	機械及び装置	食料品製造業用設備	一〇
		飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	一〇
		繊維工業用設備	
		炭素繊維製造設備	
		黒鉛化炉	三
		その他の設備	七
		その他の設備	七

		木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備	八
		家具又は装備品製造業用設備	一一
		パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	一二
		印刷業又は印刷関連業用設備 　デジタル印刷システム設備 　製本業用設備 　新聞業用設備 　　モノタイプ、写真又は通信設備 　　その他の設備 　その他の設備	 四 七 三 一〇 一〇
		化学工業用設備 　臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製 　造設備 　塩化りん製造設備 　活性炭製造設備 　ゼラチン又はにかわ製造設備 　半導体用フォトレジスト製造設備 　フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光 　板用フィルム製造設備 　その他の設備	 五 四 五 五 五 五 八
		石油製品又は石炭製品製造業用設備	七

		プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	八
		ゴム製品製造業用設備	九
		なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	九
		窯業又は土石製品製造業用設備	九
		鉄鋼業用設備 　表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備 　純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鋳鉄管製造業用設備 　その他の設備	 五 九 一四
		非鉄金属製造業用設備 　核燃料物質加工設備 　その他の設備	 一一 七
		金属製品製造業用設備 　金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備 　その他の設備	 六 一〇
		はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	一二

		生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。） 　金属加工機械製造設備 　その他の設備	 九 一二
		業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	七
		電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備 　光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備 　プリント配線基板製造設備 　フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備 　その他の設備	 六 六 五 八
		電気機械器具製造業用設備	七
		情報通信機械器具製造業用設備	八
		輸送用機械器具製造業用設備	九
		その他の製造業用設備	九
		農業用設備	七
		林業用設備	五
		漁業用設備（次号に掲げるものを除く。）	五

		水産養殖業用設備	五
		鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	
		石油又は天然ガス鉱業用設備	
		坑井設備	三
		掘さく設備	六
		その他の設備	一二
		その他の設備	六
		総合工事業用設備	六
		電気業用設備	
		電気業用水力発電設備	二二
		その他の水力発電設備	二〇
		汽力発電設備	一五
		内燃力又はガスタービン発電設備	一五
		送電又は電気業用変電若しくは配電設備	
		需要者用計器	一五
		柱上変圧器	一八
		その他の設備	二二
		鉄道又は軌道業用変電設備	一五
		その他の設備	
		主として金属製のもの	一七
		その他のもの	八

		ガス業用設備	
		製造用設備	一〇
		供給用設備	
		鋳鉄製導管	二二
		鋳鉄製導管以外の導管	一三
		需要者用計量器	一三
		その他の設備	一五
		その他の設備	
		主として金属製のもの	一七
		その他のもの	八
		熱供給業用設備	一七
		水道業用設備	一八
		通信業用設備	九
		放送業用設備	六
		映像、音声又は文字情報制作業用設備	八
		鉄道業用設備	
		自動改札装置	五
		その他の設備	一二
		道路貨物運送業用設備	一二
		倉庫業用設備	一二
		運輸に附帯するサービス業用設備	一〇
		飲食料品卸売業用設備	一〇

		建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備 　石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯そうを除く。） 　その他の設備	 一三 八
		飲食料品小売業用設備	九
		その他の小売業用設備 　ガソリン又は液化石油ガススタンド設備 　その他の設備 　　主として金属製のもの 　　その他のもの	 八 一七 八
		技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く。） 　計量証明業用設備 　その他の設備	 八 一四
		宿泊業用設備	一〇
		飲食店業用設備	八
		洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	一三
		その他の生活関連サービス業用設備	六
		娯楽業用設備 　映画館又は劇場用設備 　遊園地用設備 　ボウリング場用設備 　その他の設備 　　主として金属製のもの	 一一 七 一三 一七

		その他のもの	八
		教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備 　教習用運転シミュレータ設備 　その他の設備 　　主として金属製のもの 　　その他のもの	 五 一七 八
		自動車整備業用設備	一五
		その他のサービス業用設備	一二
		前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの 　機械式駐車設備 　ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備 　その他の設備 　　主として金属製のもの 　　その他のもの	 一〇 八 一七 八
	無形減価償却資産	漁業権	一〇
		ダム使用権	五五
		水利権	二〇
		特許権	八
		実用新案権	五

		意匠権	七
		商標権	一〇
		ソフトウエア 　複写して販売するための原本 　その他のもの	 三 五
		育成者権 　種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第二項に規定する品種 　その他	 一〇 八
		営業権	五
		専用側線利用権	三〇
		鉄道軌道連絡通行施設利用権	三〇
		電気ガス供給施設利用権	一五
		水道施設利用権	一五
		工業用水道施設利用権	一五
		電気通信施設利用権	二〇
	生物	牛 　繁殖用（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。） 　　役肉用牛	 六

		乳用牛	四
		種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。）	四
		その他用	六
		馬	
		繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。）	六
		種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす馬に限る。）	六
		競走用	四
		その他用	八
		豚	三
		綿羊及びやぎ	
		種付用	四
		その他用	六
		かんきつ樹	
		温州みかん	二八
		その他	三〇
		りんご樹	
		わい化りんご	二〇
		その他	二九

		ぶどう樹	
		温室ぶどう	一二
		その他	一五
		なし樹	二六
		桃樹	一五
		桜桃樹	二一
		びわ樹	三〇
		くり樹	二五
		梅樹	二五
		かき樹	三六
		あんず樹	二五
		すもも樹	一六
		いちじく樹	一一
		キウイフルーツ樹	二二
		ブルーベリー樹	二五
		パイナップル	三
		茶樹	三四
		オリーブ樹	二五
		つばき樹	二五

		桑樹 　立て通し 　根刈り、中刈り、高刈り	 一八 九
		こりやなぎ	一〇
		みつまた	五
		こうぞ	九
		もう宗竹	二〇
		アスパラガス	一一
		ラミー	八
		まおらん	一〇
		ホップ	九
	公害防止用減価償却資産	構築物	一八
		機械及び装置	五
	開発研究用減価償却資産	建物及び建物附属設備 　建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しやへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	 五
		構築物 　風どう、試験水そう及び防壁 　ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	 五 七

		工具	四
		器具及び備品 　試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	 四
		機械及び装置 　汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用 　金属加工機械その他これらに類するもの 　その他のもの	 七 四
		ソフトウエア	三